

問1 ①人口 20万人以上の市、②人口 10万人以上の都市のうち、人口増加率又は製造業等就業者率が全国値に比べ高い市、のいずれかを満たす場合には、農工法の適用対象から除外するとされている根拠について

(答)

- 1 農工法の対象となる農村地域は、農振・山村・過疎地域を有する市町村であるが、このうち大都市圏にある一定の市町村や、人口 10万人以上の市のうち、
  - ① 人口 20万人以上の市
  - ② 人口増加率又は製造業等就業者率が全国平均値より高い市が農村地域から除外されている。
- 2 これは、農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業等の導入の促進を図るとする法の趣旨からすれば、
  - ① 一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い市
  - ② 既に工業等の集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市については、対象地域から外すこととしたものである。
- 3 このような観点から、市については、対象地域の指標を一律的に「人口 10万人」未満と設定しているが、「人口 10万人」以上から「人口 20万人」未満の間については、地域の実情も踏まえ、上記2の①又は②の考えに照らし対象地域から外す基準として、「人口増加率が全国平均値より高いこと」、「製造業就業者率が全国平均値より高いこと」が採用されているものである。

問2 農工法上の農村地域要件の適用単位について、「市」という単位ではなく、もう少し小さい単位（例：「町・地区」）で新たに設けることについて  
また、農村地域要件の適用基準については、第一次産業所得の増減や第一次産業人口の割合、人口密度等、地域の実情に応じた要件を新たに設けることについて

（答）

- 1 仮に、現在の市の区域よりも小さい単位で捉えた場合には、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが農工法の適用を受けることとなる。このような対象地域のあり方は、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からすると適切ではないと考えている。
- 2 また、農村地域要件の適用基準については、地方自治体の財政力を反映する指標となるものが必要であること、法が導入対象業種を製造業を主力として位置づけており、これらの産業への就業者が多い場合には、当該地域には農業者の新たな就業先は既にあるものと考えられることからすると、現行法のように、人口増加率及び製造業等就業率の指標を用いることには一定の合理性があるものと考えている。

問3 合併前には、合併市町村全域で同法の適用を受けられたにもかかわらず、合併の結果、人口増加率、製造業等就業者率の高い市等と判断されたケースにおいては、次回の国勢調査結果が確定するまでの間に限り、合併後も引き続き同法の適用を受けられる経過措置を講じることについて

(答)

農工法は、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するため、支援対象を一定の要件を満たす地域に限っているが、この要件を緩和すると、工業等の導入の必要性がより高く、農工実施計画を定め、計画的な企業誘致に取り組んでいるものの、十分な成果が上がっていない地域への工業等導入がさらに難しくなる可能性がある。